

○違反者講習実施要領の制定について

〔 令和 7 年 5 月 2 8 日 〕
〔 例規甲（免講）第 5 4 号 〕

違反者講習実施要領

第 1 趣旨

この要領は、道路交通法（昭和 3 5 年法律第 1 0 5 号。以下「法」という。）第 1 0 8 条の 2 第 1 項第 1 3 号の規定により山梨県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が行う講習（以下「違反者講習」という。）の実施について、山梨県道路交通法施行細則（昭和 3 5 年山梨県公安委員会規則第 7 号。以下「細則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

第 2 違反者講習の実施の委託

違反者講習の実施は、道路交通法施行規則（昭和 3 5 年総理府令第 6 0 号。以下「規則」という。）第 3 8 条の 3 に掲げる要件を備えると公安委員会が認めたもの（以下「委託先講習機関」という。）に委託して行うものとする。

第 3 違反者講習指導員

- 1 委託先講習機関は、違反者講習に従事する者（以下「違反者講習指導員」という。）について、その者の住所、氏名及び違反者講習指導員の資格要件（別表第 1）を満たすことを証する書面を違反者講習指導員確認届出書（第 1 号様式。以下「確認届出書」という。）に添付し、交通部運転免許課（以下「運転免許課」という。）を經由して公安委員会に提出しなければならない。
- 2 交通部運転免許課長（以下「運転免許課長」という。）は、確認届出書により違反者講習指導員としての資格要件を充足すると確認したときは、違反者講習指導員確認名簿（第 2 号様式。以下「確認名簿」という。）に登載するとともに、その旨を記載した確認届出書の写しにより委託先講習機関に通知するものとする。
- 3 委託先講習機関は、違反者講習指導員が資格要件を欠いた場合は、違反者講習指導員資格喪失届出書（第 3 号様式）により運転免許課を經由して公安委員会に速報するものとする。
- 4 違反者講習は、確認届出書により確認を受け、確認名簿に登載された者以外の者が行ってはならない。

第 4 違反者講習の対象者

違反者講習の対象者（以下「講習対象者」という。）は、法第 1 0 2 条の 2 に規定する軽微違反行為をし、道路交通法施行令（昭和 3 5 年政令第 2 7 0 号。以下「政令」という。）第 3 7 条の 8 に規定する基準に達した者で、警察共通基盤システムからの講習対象者である旨の通報のあった者とする。

第5 違反者講習の区分、講習科目、時間等

1 違反者講習は、運転者の資質の向上に資する活動（以下「社会参加活動」という。）を含む講習（以下「社会参加活動を含む講習」という。）及び社会参加活動を含む講習以外の講習（以下「社会参加活動を含まない講習」という。）に区分し、受講者の選択により行うものとする。

なお、社会参加活動を含まない講習は、自動車等の運転をさせることにより行う検査に基づく指導及び運転シミュレーターの操作により行う検査に基づく指導（以下「実車指導」という。）により行うものとする。

2 講習科目は、細則第16条の2に規定する違反者講習の講習科目及び時間割及び違反者講習の講習科目、時間割等に関する細目（別表第2。以下「細目」という。）によって行うものとする。

3 細目の講習科目1から8まで（以下「座学講習」という。）は、社会参加活動を含む講習（第6号様式から第9号様式まで及び第11号様式において「社会参加活動コース」という。）及び社会参加活動を含まない講習（第6号様式から第9号様式まで及び第11号様式において「実車指導コース」という。）で共通して行い、合同で行うことができる。

4 講習時間は、座学講習3時間及び社会参加活動又は実車指導3時間の計6時間とし、同一日の受講を原則とする。ただし、社会参加活動は、事前に行うことができるものとする。

5 1回の講習人員は、おおむね20人とする。

第6 違反者講習の計画の策定等

1 運転免許課長は、講習計画を規則第38条第13項に規定する基準に基づき、あらかじめ年間計画を策定し、委託先講習機関及び社会参加活動を実施する施設に示しておくものとする。

2 委託先講習機関は、社会参加活動の実施施設と協議し、各施設の教育、訓練等の季節ごとの日課時限と活動目的に合った年間計画をあらかじめ策定しておくものとする。

3 講習は、毎週水曜日（祝日及び年末年始の休日を除く。）に実施する。ただし、実情に応じ、実施日を変更し、又は追加することができるものとする。

第7 違反者講習の通知等

1 講習対象者の把握

講習対象者の把握は、警察共通基盤システムからの講習対象者である旨の通報に基づき作成する違反者講習通知台帳（第4号様式。以下「通知台帳」という。）により把握するものとする。

2 違反者講習の通知

通知台帳に登載された講習対象者のうちから受講させる者を抽出するとともに、違反者講習予定者一覧表（第5号様式。以下「予定者一覧表」という。）を作成し、これに基づき法第108条の3の2の規定による通知（以下「通知」という。）を、受講日を指定して行うものとする。

3 通知の方法

通知は、違反者講習通知書（第6号様式。以下「通知書」という。）により行い、違反者講習制度について理解させるとともに、円滑な講習を行うための受講上の注意事項（第7号様式）、違反者講習制度のしくみ（第8号様式）及び社会参加活動又は実車指導のいずれを希望するか意思確認をするための返信用はがき（第9号様式）を同封するものとする。

なお、通知は、封書による配達証明郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち配達証明郵便に準ずるものとして国家公安委員会規則で定めるものにして行うものとする。

4 受講日の変更措置等

- (1) 運転免許課長は、違反者講習の通知を受けた者（以下「受講予定者」という。）から、政令第37条の8第3項に規定するやむを得ない理由があるとして、指定された受講日の変更の申出を受けたとき、又はやむを得ない理由があり受講できなかった旨の申出を受けたときは、当該やむを得ない理由のあったことを証するに足る書面を提出させるものとし、提出を受けた書面により、やむを得ない理由が存したこと及び法第102条の2に規定する期間内にあることを確認した場合には、改めて受講日を指定して受講させるものとする。
- (2) 運転免許課長は、受講予定者から、指定された受講日では受講に支障がある旨の申出を受けたときは、その理由について検討し、妥当性を認めた場合には、最初に指定された受講日から1か月以内に限り変更を認めるものとし、改めて受講日を指定して受講させるものとする。
- (3) 運転免許課長は、(1)及び(2)の措置を行った場合は、予定者一覧表に変更理由、変更指定日等の必要事項を記載し、変更の状況を明らかにしておくものとする。
- (4) 運転免許課長は、通知書が返送され、又は指定された受講日に出頭しない場合は、所在確認を行って早期に通知するよう努め、受講予定者に受講の意思確認をするものとする。

5 受講予定者の通知

運転免許課長は、受講予定者を違反者講習受講予定者通知書（第10号様式）によ

り、委託先講習機関に通知するものとする。

第8 違反者講習の実施等

1 違反者講習の受講申請

- (1) 違反者講習の受講申請は違反者講習受講申請書（細則別記様式第14の2。以下「受講申請書」という。）により行うものとする。
- (2) 違反者講習の手数料は、山梨県警察関係手数料条例（平成12年山梨県条例第36号）に定められた金額を納付させるものとする。
- (3) 違反者講習の受講申請の受理に当たっては、次の事項に留意すること。
 - ア 通知書、運転免許証又は免許情報記録個人番号カード（以下「免許証等」という。）により受講対象者本人であることを確認するとともに、免許証等の有効期間内であることを確認すること。
 - イ 法第102条の2に規定する期間の確認
 - ウ 選択した講習の区分の再確認
 - エ 手数料の額の確認
 - オ 身体障害者及びやむを得ない事情がある者（以下「身体障害者等」という。）が、日常使用している車両の持込みを希望する場合の車両点検及び保険契約の確認並びに講習手数料が軽減されないことの説明
 - カ 社会参加活動選択者から任意で提出される誓約書（第11号様式）の受理

2 座学講習

- (1) 座学講習は、運転免許課において実施するものとする。
- (2) 次に掲げる教材を効果的に使用して行うものとする。
 - ア 違反者講習において使用する教本は、別表第3の内容について、正確にまとめられたものを使用すること。
 - イ 山梨県における道路交通の現状、交通事故実態等実情に応じた内容を記載した資料
 - ウ 安全運転に必要な知識等を内容とする視聴覚教材
- (3) 事故事例研究は、身近な事故事例等を素材として受講者に発表させるなど、ディスカッション方式で行うものとする。
- (4) 運転適性診断には、科警研編運転適性検査82—3又はこれと同等以上のものを使用するものとし、運転適性診断票は、検査に基づく指導を実施後、受講者に交付するものとする。

3 社会参加活動

社会参加活動は、福祉施設での活動及び福祉施設以外での活動とし、そのいずれかを行うものとする。

- ア 福祉施設での活動

知的障害を持つ人たち、身体が不自由な人たちが社会復帰のため教育、訓練等を受ける施設で構成された山梨県社会福祉村を中心とする福祉施設での活動とする。

a 活動内容

活動を通じて、生命の尊さや人の痛みが分かる豊かな心を醸成することを目的として、入所者等に対する補助活動を行う。

なお、活動内容は、周辺道路における歩行者の安全通行の補助誘導、交通安全グッズ等の作成及び配布、交通安全教室の開催、道路等の清掃等とし、具体的活動は福祉施設と協議して策定するものとする。

b 事前教養

違反者講習指導員は、福祉施設に引率する前にビデオ等による事前教養を行うとともに、各種事故防止について指示徹底を図るものとする。

c 指導監督及び事故防止

違反者講習指導員は、2人以上で活動場所への往復に引率し、施設側職員とともに活動中の指導監督及び事故防止に当たるものとする。

イ 福祉施設以外での活動

山梨県総合交通センター及び周辺道路等の交通施設での活動とする。

a 活動内容

横断歩行者の誘導活動、交通安全グッズ等の作成及び配布、交通安全広報啓発活動、交通環境保全活動等の交通安全に資する活動その他社会参加活動の目的及び内容に合致すると認められる活動

b 指導監督及び事故防止

活動は、受講者3人を1グループとし、1グループにつき違反者講習指導員1人が受講前に活動内容を徹底するとともに、活動中の指導監督及び資機材等の活用による各種事故防止に当たるものとする。

ウ 受講者の識別

山梨県総合交通センター以外での活動の際は、リボン等を付けるなどの方法により、受講者を識別できるようにして活動するものとする。

エ 保険加入

委託先講習機関は、社会参加活動中の受講者の自損又は入所者等に対する他害事故に備え、関係施設と協議の上必要な保険に加入するものとする。

4 実車指導

(1) 講習路設定

実車指導は運転免許課試験場場内講習路における慣熟走行後、路上講習路において行うものとし、路上における講習路は講習路設定の基準と診断の着眼点（別表第

4) に基づき、運転免許課長と委託先講習機関において協議の上設定するものとする。

(2) 実車指導の方法

ア 実車指導に当たっては、原則として1グループ3人で行うものとし、違反者講習運転指導票（第12号様式及び第13号様式）を使用し、個別に指導するものとする。また、違反者講習指導員が複数の場合は、指導に当たっての責任者を定めるものとする。

イ 受講者の態様に応じた適切な講習を実施するため、原則として四輪車又は二輪車の学級編成を行い、それぞれの学級に適した内容の講習を実施する。

なお、受講者が少ないため、これらの区分による学級編成が困難であるときは、講習事項の一部について、合同で行うことができるものとする。

ウ 二輪車による講習において、聴覚障害者及び聴力に不安があるため講習を受けるに当たり、安全を確保するための特別な対応を受けることを希望する受講者を含めて集団講習を行う場合には、何らかの不測の事態が発生した際これに対処できるように、無線による意思伝達装置を使用するなどの措置を講ずることにより、受講者の安全を確保するものとする。

(3) 講習用車両

実車指導は、次の受講者の区分ごとに定める車両を使用するものとする。

なお、身体障害者等が、日常使用している車両の持込みを希望する場合は、車両の持込みを認めるものとする。

(ア) 四輪車により指導すべき受講者

マニュアル式又はオートマチック式の普通乗用自動車で補助ブレーキを装備した車両

(イ) 二輪車により指導すべき受講者

保有する免許に応じ、マニュアル式若しくはオートマチック式の大型自動二輪車若しくは普通自動二輪車又は一般原動機付自転車

(4) 講習中の表示

講習用車両には、講習中の標識を四輪車は車両前方又は後方に、二輪車は後方に表示するものとする。

(5) 講習効果の向上を図るため、必要と認める者には、実車指導と併用して運転適性検査器材を積極的に活用するものとする。

(6) 自動車等の運転について必要な適性に関する指導は、筆記による検査、運転適性検査器材を用いた検査、自動車等の運転をさせることにより行う検査及び運転シミュレーターの操作をさせることにより受講者の運転行動の危険性を診断して行う検査に基づいて指導を行うものとする。

なお、運転シミュレーター操作による指導は、必要と認める者に対して行うものとする。

- (7) 講習中の各種事故防止に万全を期すため、講習指導員に特段の配意をさせるとともに、特に二輪車の実車指導に際しては、ヘルメット、プロテクター、手袋等を確実に着用させるものとする。

5 考査

- (1) 委託先講習機関は、講習を通じて得られたもの、今後の安全運転への心構え等を課題とした違反者講習考査（第14号様式及び第15号様式。以下「考査」という。）を行うものとする。
- (2) 考査は、感想文を提出させて行うものとし、終了後は結果に基づいて講評し、今後の安全運転の意識付けを行うものとする。

- 6 委託先講習機関は、講習の実施結果を違反者講習実施結果報告書（第16号様式）に考査結果を添付し、速やかに運転免許課長を經由して公安委員会に報告するものとする。

なお、当該報告を受けた運転免許課長は、速やかに講習終了者についての講習済登録及び整理を行うものとする。

7 違反者講習不受講者等の措置

法第102条の2に規定する期間内に受講しなかった者の法第103条第1項の規定による停止処分等の手続については、別に定めるところによるものとする。

8 受講の拒否等

次に掲げる事項に該当する者については、受講を拒否又は延期できるものとする。

ア 正当な理由なく講習時間に遅れた者

イ 身代わり受講等不正な行為をした者

ウ 粗暴な言動、態度等により講習の進行を妨げた者又は社会参加活動実施施設入所者等の社会的人権及びプライバシーを傷つける言動等があった者

エ その他受講させることが適当でない認められる者

第9 違反者講習の移送及び受理

1 違反者講習の移送

- (1) 違反者講習の通知をしようとする場合において、講習対象者がその住所地を他の都道府県に移動していることが判明したときは、その者に対し速やかに住所変更の届出を行うよう指導するとともに、移動先の住所地を管轄する公安委員会（以下「移動先公安委員会」という。）に違反者講習移送通知書（第17号様式及び第18号様式。以下「移送通知書」という。）を送付するものとする。
- (2) 違反者講習の通知をした後に、講習対象者が他の都道府県に住所地を移動していたことが判明した場合は、速やかに住所変更の届出を行うよう指導するとともに、

違反者講習通知移送通知書（第19号様式及び第20号様式。以下「通知移送通知書」という。）を移動先公安委員会に送付するものとする。

2 違反者講習の移送の受理

- (1) 他の公安委員会から違反者講習の移送を受理したときは、速やかに当該講習対象者に対して通知するものとする。
- (2) 他の公安委員会から移送通知書及び通知移送通知書を受領した場合において、当該講習対象者が受講期間内に受講しなかったときは、その者が違反者講習の基準に該当することとなったときにおける住所地を管轄する公安委員会に、違反者講習期間経過通知書（第21号様式及び第22号様式）を送付するものとする。
- (3) 他の公安委員会から違反者講習期間経過通知書を受領したときの事務手続は、第8の7に定めるところによるものとする。

第10 指導監督

- 1 運転免許課長は、委託先講習機関に対し講習が適正かつ効果的に実施されるよう指導監督を行うものとする。
- 2 指導監督の結果、講習内容に適正を欠くと認められるときは、委託先講習機関に対し講習内容の改善を図るよう指導するものとする。

第11 書類及び備付簿冊の保存期間

- 1 運転免許課に保管すべき簿冊及び保存期間は、次のとおりとする。

簿冊名等	保存期間
違反者講習受講申請書（細則別記様式第14の2）	5年
違反者講習指導員確認届出書（第1号様式）	資格喪失まで
違反者講習指導員確認名簿（第2号様式）	30年
違反者講習指導員資格喪失届出書（第3号様式）	1年
違反者講習通知台帳（第4号様式）	1年
違反者講習予定者一覧表（第5号様式）	1年
違反者講習受講予定者通知書（第10号様式）（写し）	1年
違反者講習考査（第14号様式及び第15号様式）	1年
違反者講習実施結果報告書（第16号様式）	1年
違反者講習移送通知書（第17号様式及び第18号様式）	1年
違反者講習通知移送通知書（第19号様式及び第20号様式）	1年
違反者講習期間経過通知書（第21号様式及び第22号様式）	1年

- 2 委託先講習機関に保管すべき簿冊及び保存期間は、次のとおりとする。

簿冊名等	保存期間
違反者講習受講予定者通知書（第10号様式）	1年

誓約書（第 1 1 号様式）	1 年
違反者講習運転指導票（第 1 2 号様式及び第 1 3 号様式）（写し）	1 年
違反者講習考査（第 1 4 号様式及び第 1 5 号様式）（写し）	1 年
違反者講習実施結果報告書（第 1 6 号様式）（写し）	1 年

別表第 1

違反者講習指導員の資格要件

- 1 25 歳以上の者であること。
- 2 講習における指導に用いる自動車等を運転することができる運転免許（仮運転免許を除く。）を現に受けている者であること。
- 3 次のいずれにも該当しない者であること。
 - (1) 運転適性指導（法第 1 0 8 条の 4 第 1 項第 1 号に規定する運転適性指導をいう。以下同じ。）について不正な行為をしたため次の職を解任され、当該解任の日から起算して 2 年を経過していない者
 - ア 違反者講習指導員
 - イ 運転適性指導員（法第 1 0 8 条の 4 第 1 項第 1 号に規定する運転適性指導員をいう。）
 - ウ 停止処分者講習指導員（停止処分者講習（法第 1 0 8 条の 2 第 1 項第 3 号の規定により公安委員会が行う講習をいう。）に従事する者をいう。）
 - エ 高齢者講習指導員（高齢者講習（法第 1 0 8 条の 2 第 1 項第 1 2 号の規定により公安委員会が行う講習をいう。）に従事する者をいう。）
 - (2) 法第 1 1 7 条の 2 の 2 第 1 項第 9 号の罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して 2 年を経過していない者
 - (3) 自動車等の運転に関し、自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成 2 5 年法律第 8 6 号）第 2 条から第 6 条までの罪又は法に規定する罪（(2)に定める罪を除く。）を犯し拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して 2 年を経過していない者
- 4 次のいずれにも該当する者であること。
 - (1) 運転適性指導に関する業務に関し、次のいずれかに該当する者であること。
 - ア 性格等に関する運転適性検査の積極的な活用について（通達）令和 6 年 3 月 4 日付け、警察庁丙運発第 6 号、丙交企発第 2 1 号）に定める運転適性検査・指導者資格者証の交付を受け、運転適性指導に関する業務に従事した経験の期間がおおむね 1 年以上ある者
 - イ 公安委員会が運転適性指導に関する業務に関し、アに掲げる者と同等以上の技

能、知識及び経験を有すると認める者

(2) 自動車の運転に関する技能及び知識の指導に関し、次のいずれかに該当する者であること。

ア 普通自動車に係る教習指導員資格者証及び大型自動二輪車又は普通自動二輪車に係る教習指導員資格者証の交付を受け、自動車の運転に関する技能及び知識の教習に従事した経験の期間がおおむね1年以上ある者

イ 普通自動車に係る届出教習所指導員課程及び大型自動二輪車又は普通自動二輪車に係る届出教習所指導員課程を修了し、自動車の運転に関する技能及び知識の教習に従事した経験の期間がおおむね1年以上ある者

ウ 公安委員会が自動車の運転に関する技能及び知識の指導に関しア又はイに掲げる者と同等以上の技能、知識及び経験を有すると認める者

5 次のいずれかに該当する者であること。

(1) 公安委員会が行う講習における指導に必要な技能及び知識に関する審査に合格した者

(2) 講習における指導に必要な技能及び知識に関する国家公安委員会が指定する講習（自動車安全運転センターが実施する新任運転適性指導員研修、運転適性講習指導員研修又は違反者・停止処分者講習指導員研修）を修了した者

別表第2

違反者講習の講習科目、時間割等に関する細目

その1 四輪運転者用

講習科目	講習科目	講習科目	講習科目	時間
	開講 講師の自己紹介 受講者の点呼 講習概要及び日程の説明 受講者の心得の説明			110分
1 道路交通の現状	(1) 交通障害の状況 (2) 交通規制	講義 教本、視聴覚教材等	○ 本県の実情に応じて交通障害（事故、渋滞、公害及び生活環境の侵害）の発生状況等を重点的に説明し、その関連において交通規制の概要を説明する。	

2 交通事故の実態	(1) 運転者に起因する事故の実態及びその原因の分析 (2) 重大事故の実例 (3) 交通事故の惨状		<ul style="list-style-type: none"> ○ 単なる数字の羅列に終始することなく、多角的な分析に基づいて、受講者にとって身近な事実に関する数字の使用等によって実感として感得させる。 ○ 交通事故の被害者の惨状及び加害者の窮状を実例で示す。
3 運転者の社会的立場	(1) 運転免許の意義 (2) 運転者の責任		<ul style="list-style-type: none"> ○ 教本及び視聴覚教材を用い、運転者の責任感及び交通道德の向上を図る。
4 安全運転の心構え	(1) 安全運転の基本的考え方 (2) 安全運転の実践 (3) 事故防止のポイント		<ul style="list-style-type: none"> ○ 自己中心的な運転マナーを矯正し、ルールを正しく実践できる心の醸成を図る。 ○ 交通状況に応じた安全運転の実践方法を具体的事例を用いて説明する。 ○ 本県における交通事故の典型的（多発）パターンの中から、その原因となった危険行為5～7種を抽出し、事故防止のポイントを十分認識させる。
5 安全運転の基礎知識	(1) 安全な運転 (2) 防衛運転 (3) 人間の感覚と判断能力 ア 視覚の特性 イ 過労等の影響 (4) 飲酒運転の危険性		<ul style="list-style-type: none"> ○ DVD等の視聴覚教材を活用する。 ○ 速度に起因する具体的な事故事例を用いるとともに、科学的な根拠に基づく説明で、速度の危険性を理解させる。

<p>6 道路交通 法令の知識 及び安全運 転の方法</p>	<p>(1) 日常点検 要領</p> <p>(2) 走行の基 本 ア 座席ベル トの着用 イ 運転操作 ウ 進路変更</p> <p>(3) 歩行者の 保護</p> <p>(4) 自転車に 乗る人の保護</p> <p>(5) 車間距離</p> <p>(6) 追越し</p> <p>(7) 交差点の 通行</p> <p>(8) 駐車と停 車</p> <p>(9) 危険な場 所などでの通 行 ア 夜間、ト ンネル イ カーブ ウ 悪天候</p> <p>(10) 高速道路 の通行 ア 高速走行 の危険性 イ 高速道路 への出入 ウ 高速走行 の方法</p> <p>(11) 二輪車に 対する注意</p>		<p>○ この科目の細目は、実情に応じ て重点的選択的に取り上げるこ ととする。</p> <p>○ DVD等視聴覚教材を活用する。</p> <p>○ 日常点検要領については、日常 点検の必要性と点検項目、点検要 領等を説明する。</p> <p>○ 座席ベルトの着用については、 着用の効果等を具体的事例に基 づいて説明する。</p> <p>○ 四輪車対二輪車の事故の具体 的事例を用いて、四輪車の側で注 意すべき事項を理解させる。</p>
--	---	--	---

	ア 二輪車の特性 イ 二輪車事故の特徴 (12) 事故と故障時の措置			
7 事故事例研究に基づく安全運転の方法		発表（適宜、ディスプレイカッション方式をとる。）	○ 身近な事故事例を素材として受講者に発表させる等により、事故の原因となる危険行為等を受講者自身に考えさせ、正しい運転方法を理解させる。	30分
8 筆記及び検査器材による運転適性の指導	(1) 筆記による運転適性の指導 (2) 運転適性検査器材の使用による指導	個別的指導 教本、運転適性検査用紙、運転適性検査器材、視聴覚教材等	○ 「科警研編運転適性検査82—3」又はこれと同等以上のものにより実施し、結果に基づいて安全運転の心構えを指導する。 ○ 運転適性検査器材により実施し、結果に基づいて安全運転の心構えを指導する。 ○ 事故に結びつきやすい違反行為をした者及び筆記による検査の結果により必要と認める者について実施する。	40分

○ 社会参加活動を含む講習

9 社会参加活動	(1) 活動方法の説明 (2) 現場活動	活動内容に応じて必要な資器材を用いて行うこと。		150分
	考査		○ 講習を通じて得られたもの、今後の安全運転への心構えなどを課題として与え、筆記方式（感想文）により提出させる方法で行い、結果を講評して安全運転への動機付けをする。	30分
講習時間合計				360

備考

- 1 休憩時間は、講習時間以外に適切な時間を設けること。
- 2 「運転適性検査器材の使用による指導」を行う場合には、「事故事例研究に基づく安全運転の方法」を省略することができる。

○ 社会参加活動を含まない講習

9 実車による指導及び運転シミュレーター操作による指導	(1) 実車による指導 (2) 運転シミュレーター操作による指導	実技 教本、自動車、 運転シミュレーター、視聴覚教材等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 実車を運転させ、講習指導員が同乗して運転行動、事故又は違反に結びつく危険な運転個癖等に基づく指導を行う。 ○ 運転シミュレーターを操作させ、交通事故その他危険場面等について擬似体験させ、運転の危険性に基づく指導を行う。 ○ 事故に結び付きやすい違反行為をした者及び実車による指導の結果により必要と認める者について実施する。 	120分
10 面接指導		個別的指導（適宜、ディスカッション方式をとる。）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本人の違反経歴並びに運転適性検査及び実車指導の結果とを照合し、特に個々の指導が必要であると認められる受講者については、個々面接の方法で受講者に運転特徴等を説明し、以後の安全運転に資するための指導を行う。 ○ その他の受講者については、グループ討議等の方法で安全運転意識の高揚を図る。 	30分
	考査		<ul style="list-style-type: none"> ○ 講習を通じて得られたもの、今後の安全運転への心構えなどを課題として与え、筆記方式（感想文）により提出させる方法で行い、結果を講評して安全運転への動機付けをする。 	30分

講習時間合計	360 分
--------	----------

備考

- 1 休憩時間は、講習時間以外に適切な時間を設けること。
- 2 「運転適性検査器材の使用による指導」又は「運転シミュレーター操作による指導」を行う場合には、「事故事例研究に基づく安行う場合には、「事故事例研究に基づく安全運転の方法」及び「面接指導」を省略することができる。

その2 二輪運転者用

講習科目	講習科目	講習科目	講習科目	時間
	開講 講師の自己紹介 受講者の点呼 講習概要及び日程の説明 受講者の心得の説明			110 分
1 道路交通の現状	(1) 交通障害の状況 (2) 交通規制	講義 教本、視聴覚教材等	○ 本県の実情に応じて交通障害（事故、騒音、暴走行為及び生活環境の侵害）の発生状況等を重点的に説明し、その関連において交通規制の概要を説明する。	
2 交通事故の実態	(1) 二輪車事故の実態 (2) 二輪車事故の特徴 (3) 重大事故の実例 (4) 交通事故の惨状		○ 単なる数字の羅列に終始することなく、多角的な分析に基づいて、受講者にとって身近な事実に関する数字の使用などによって実感として感得させる。 ○ 交通事故の被害者の惨状及び加害者の窮状を実例で示す。	
3 運転者の社会的立場	(1) 運転免許の意義 (2) 運転者の社会的責任		○ 教本及び視聴覚教材を用い、運転者の責任感及び交通道德の向上を図る。 ○ 運転免許制度の意義を説明し、	

	(3) 交通事故 (違反) を起 こした運転者 の責任		<p>運転者に対する社会の要望につ いて具体的事例、新聞の社説、投 書意見等を活用して理解させる。</p> <p>○ 刑事上の責任、民事上の責任及 び行政上の責任について、交通裁 判例、点数制度のしくみ等を事例 として具体的に説明することに よって認識させる。</p>
4 安全運転 の心構え	(1) 安全運転 の基本的考え 方 (2) 安全運転 の実践 (3) 事故防止 のポイント		<p>○ 自己中心的な運転マナーを矯 正し、ルールを正しく実践できる 心の醸成を図る。</p> <p>○ 交通状況に応じた安全運転の 実践方法を具体的事例を用いて 説明する。</p> <p>○ 本県における二輪車事故の典 型的（多発）パターンの中から、 その原因となった危険行為5～ 7種を抽出し、事故防止のポイン トを十分に認識させる。</p>
5 安全運転 の基礎知識	(1) 二輪車の 特性 (2) 車種の選 び方 (3) 乗車用ヘル メットの着 用 (4) 二輪車と 物理の法則 (5) 人間の感 覚と判断能力 (6) 飲酒運転 の危険性		<p>○ 乗車用ヘルメットの着用につ いては、実例、統計等によってそ の必要性及び効果を強調し、正し い着用の習慣づけを図る。</p> <p>○ DVD等の視聴覚教材を活用す る。</p>
6 道路交通 法令の知識	(1) 日常点検 要領		<p>○ 二輪車事故の特徴との関連で 特に防衛運転に徹する必要を強</p>

<p>及び安全運転の方法</p>	<p>(2) 走行の基本 ア ドライビング・スペースとポジション イ 防衛運転 (3) 歩行者の保護 (4) 速度と車間距離 (5) 追越し (6) 交差点の通行 (7) 夜間走行 (8) 気象条件に合わせた運転 (9) 高速道路の通行 (10) 改造車の運転禁止</p>		<p>調する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ この科目の細目は、実情に応じて重点的・選択的に取り上げることとする。 ○ DVD等の視聴覚教材等の教育資機材を活用する。 ○ 日常点検要領については、日常点検の必要性和点検項目、点検要領等を説明する。 	
<p>7 事件事例研究に基づく安全運転の方法</p>		<p>発表（適宜、ディスカッション方式をとる。）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 身近な事件事例を素材として受講者に発表させる等、事故の原因となる危険行為等を受講者自身に考えさせ、正しい運転方法を理解させる。 	<p>30分</p>
<p>8 筆記及び検査器材による運転適性の指導</p>	<p>(1) 筆記による運転適性の指導 (2) 運転適性検査器材の使用による指導</p>	<p>個別的指導 教本、運転適性検査用紙、運転適性検査器材、視聴覚教材等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「科警研編運転適性検査82—3」又はこれと同等以上のものにより実施し、結果に基づいて安全運転の心構えを指導する。 ○ 運転適性検査器材により実施し、結果に基づいて安全運転の心構えを指導する。 	<p>40分</p>

			○ 事故に結びつきやすい違反行為をした者及び筆記による検査の結果により必要と認める者について実施する。	
--	--	--	---	--

○ 社会参加活動を含む講習

9 社会参加活動	(1) 活動方法の説明 (2) 現場活動	活動内容に応じて必要な資器材を用いて行うこと。		150分
	考査		○ 講習を通じて得られたもの、今後の安全運転への心構えなどを課題として与え、筆記方式(感想文)により提出させる方法で行い、結果を講評して安全運転への動機付けをする。	30分
講習時間合計				360分

備考

- 1 休憩時間は、講習時間以外に適切な時間を設けること。
- 2 「運転適性検査器材の使用による指導」を行う場合には、「事故事例研究に基づく安全運転の方法」を省略することができる。

○ 社会参加活動を含まない講習

9 実車による指導及び運転シミュレーター操作による指導	(1) 実車による指導 ア 日常点検 イ 乗車姿勢 ウ 基本走行 (ア) 発進要領 (イ) 低速走行及び通常走行 (ウ) 停	実技 個別的指導 (適宜、ディスプレイ方式をとる。) 教本、自動二輪車、一般原動機付自転車、運転シミュレーター、視聴覚教材等	○ 実車を運転させ、講習指導員が追尾するなどして運転行動、事故又は違反に結びつく危険な運転個癖等に基づく指導を行う。 ○ 実習に当たっては、乗車用ヘルメットを必ず着用させるほか、手袋、プロテクター、衣服、履物等乗車に適した準備をさせる。 ○ 速度30キロメートル毎時程度で走行させ、正しい基本走行を修得させる。 ○ 運転技能を診断するに当たっ	120分
-----------------------------	--	--	--	------

	<p>止要領</p> <p>エ 応用走行</p> <p>(ア) 制 動訓練</p> <p>(イ) コ ーナリン グ訓練</p> <p>(ウ) ス ラローム 走行等の 訓練</p> <p>(2) 運転シ ミュレータ ー操作による指導</p>		<p>て、個々の受講者の体格、体力、 運転技能、運転経験等からみて本 人に適した車種の選び方につい ても指導する。</p> <p>○ 運転シミュレーターを操作さ せ、交通事故その他危険場面等 について擬似体験させ、運転の危険 性に基づく指導を行う。</p> <p>○ 事故に結び付きやすい違反行 為をした者及び実車による指導 の結果により必要と認める者 について実施する。</p>	
10 面接指 導		個別的指導（適 宜、ディスカッ ション方式をと る。）	<p>○ 本人の違反経歴並びに運転適 性検査及び実車指導の結果とを 照合して、特に個々の指導が必要 であると認められる受講者につ いては、個々面接の方法で受講者 に運転特徴等を説明し、以後の安 全運転に資するための指導を行 う。</p> <p>○ その他の受講者については、グ ループ討議等の方法で安全運転 意識の高揚を図る。</p>	30分
	考査		<p>○ 講習を通じて得られたもの、今 後の安全運転への心構えなどを 課題として与え、筆記方式（感想 文）により提出させる方法で行 い、結果を講評して安全運転への 動機付けをする。</p>	30分
講習時間合計				360分

備考

- 1 休憩時間は、講習時間以外に適切な時間を設けること。
- 2 「運転適性検査器材の使用による指導」又は「運転シミュレーター操作による指導」を行う場合には、「事故事例研究に基づく安行う場合には、「事故事例研究に基づく安全運転の方法」及び「面接指導」を省略することができる。

別表第3

1 最近における道路交通法令の改正の概要

最近5年間程度の主要な道路交通法令の改正の趣旨、施行の時期、改正の内容等について、図表等を用いて解説すること。

2 運転者の社会的責任

運転者として守るべき基本的な心構え又は交通事故若しくは交通違反を起こした運転者の刑事上、行政上及び民事上の責任について、図表等を用いて解説すること。その際、刑事裁判例若しくは民事裁判例又は保険制度について、図表等を用いて解説すること。

3 危険予測

(1) 危険予測の心構え

駐車車両又は障害物の陰から人が突然出てきても、安全な措置を執ることができるよう、「かもしれない」運転を心掛けること、慣れによる慎重さ又は緊張感の鈍化による「だろう」運転を回避すること、道路環境の変化に合わせて意識を切り替えること等の重要性について解説すること。

(2) 危険予測の方法

視覚又は聴覚を用いて、絶えず運転に必要な情報を捉えること、ちょっとした手掛かりを基に、人や自動車等の存在を察知すること、他の自動車等の運転者、歩行者等が、次にどのような行動をするかを、その者の目の動き又は身体の動きによって察知すること等の重要性について解説すること。

(3) 死角

自らの車両によって生ずる死角、駐停車車両によって生ずる死角、交差点における死角、カーブにおける死角等について、イラスト等を用いて解説すること。その際、死角によって生ずる危険を回避するための方法についても言及すること。

4 安全運転の基礎知識（運転の特性）

(1) 性格と運転

性格及び特徴が運転に与える影響について解説すること。

(2) 各年代ごとの運転者の一般的特性

各年代ごとの運転者の事故傾向、事故原因及び運転特性について、周囲の運転者が配意すべき点も含めて解説すること。その際、運転者が運転する上での留意点についても言及すること。

(3) 視力と加齢

運転に必要な情報の大半を依存する視力（①静止視力と動体視力、②視野、③明度の差、④順応と眩惑^{げん}）について、イラスト等を用いて解説すること。その際、加齢との関係についても言及すること。

(4) 反応と加齢

加齢に伴って反応速度が遅くなったり、動作の正確さが低下したりすることについて、データ等を用いて解説すること。

(5) 飲酒運転の根絶

飲酒運転による事故傾向、飲酒運転の危険性及び罰則、飲酒運転をさせない取組等について解説すること。その際、飲酒運転による事故の悲惨さについても言及すること。

5 安全運転の方法

(1) 運転を始める前に

日常点検項目及び点検要領、運転免許種別に応じて運転できる自動車の種類、正しい運転姿勢及びシートベルト又はチャイルドシートの正しい着用、使用義務と効果、使用方法等について、イラスト等を用いて解説すること。

(2) 歩行者・自転車の保護

歩行者・自転車利用者の行動特性及び歩行者・自転車を保護するための運転方法について解説すること。

(3) 高速道路の通行

高速走行の危険性及び高速道路における安全な通行方法について、イラスト等を用いて解説すること。

(4) 駐車・停車及び自動車の保管場所

駐車・停車が禁止されている場所、駐車・停車の方法及び自動車の保管場所の確保について、イラスト等を用いて解説すること。

(5) 二輪車の特徴

二輪車の特性及び二輪車事故の特徴について、イラスト等を用いて解説すること。その際、二輪車事故を防止するため、二輪車側及び四輪車側で注意すべき事項についても言及すること。

6 事故時の対応と応急救護処置

一般財団法人日本救急医療財団が主催する心肺蘇生法委員会策定の「救急蘇生法の指針（市民用）」に基づいた応急救護処置及び一時救命処置の方法について、イラスト等を用いて解説すること。その際、事故時の対応についても言及すること。

7 各種制度

交通反則通告制度、放置違反金制度、点数制度及び講習制度（初心運転者講習、違

反者講習、停止処分者講習、取消処分者講習、更新時講習及び高齢者講習) について、図表等を用いて解説すること。

8 被害者等の手記

交通事故がもたらす社会的影響及び運転者の社会的責任について再確認させ、安全運転意識の向上に資するような内容の被害者、加害者、被害者遺族等の手記を掲載すること。

9 安全運転5則

(1) 「安全運転5則」を記載すること。

- 安全速度を必ず守る
- カーブの手前でスピードを落とす
- 交差点では必ず安全を確かめる
- 一時停止で横断歩行者の安全を守る
- 飲酒運転は絶対にしない

(2) 交通事故情勢等に応じたトピックスの記載

その時々の交通情勢で自転車の通行モラル、事故の増加要因又は交通弱者の保護に関するものなどを必要に応じてイラスト等を用いて記載すること。

別表第4

講習路設定の基準と診断の着眼点

その1 四輪運転者用

実施場所別等	実施場所別等	実施場所別等
1 道路 所要時間 20～30分 程度 走行距離 おおむね2～ 3km	(1) 広路（往復2車線の内側） (2) 狭路 商店街（ない場合は、細街路） 住宅街 (3) 歩車道区分 (1)及び(2)ともできれば両 側にあるところ	・速度の加減速の状況 ・飛び出しに対する警戒の仕方 ・歩行者及び自転車への応じ方
2 コース 所要時間 20分程度 走行距離 おおむね2km	(1) 外周及び外回り (2) 外周及び内回り (3) クランク及びS字 (4) 見通しの悪い交差点での直 進、右折、左折	・速度の加減速の状況 ・交差道路への対応 ・ハンドルさばき及び減速調整 ・飛び出しに対する警戒状況
3 道路及びコース 所要時間	(1) 道路で行う場合 1に準じたもの	・1及び2に同じ

路上及び場内 コースで計 20 ～30分程度 走行距離 おおむね 2～ 3 km	(2) コースで行う場合 2に準じたもの	
---	-------------------------	--

備考

- 1 所要時間、走行距離等は、受講者 1 人当たりの基準を示す。
- 2 基準に掲げた所要時間は、運転シミュレーターによる指導の時間（1 人当たり 10 分程度）を除いたものである。また、路上で実施する場合、交通渋滞等の状況を勘案して所要時間に幅を持たせている。

なお、所要時間は指導の時間を含むものとする。

その2 二輪運転者用

実施場所別等	実施場所別等	実施場所別等
1 道路 所要時間 20～30分 程度 走行距離 おおむね 2～ 3 km	(1) 広路（往復 2 車線の内側） (2) 狭路 商店街（ない場合は、細街路） 住宅街 (3) 歩車道区分 (1)及び(2)ともできれば両 側にあるところ	<ul style="list-style-type: none"> ・速度の加減速の状況 ・飛び出しに対する警戒の仕方 ・歩行者及び自転車への応じ方
2 コース 所要時間 20分程度 走行距離 おおむね 2 km	(1) 慣熟走行 (2) 目標制動 (3) コーナリング (4) スラローム	<ul style="list-style-type: none"> ・正しい運転姿勢 ・ブレーキ操作と制動距離 ・カーブでの進路保持と速度調整 ・ハンドル操作と速度調整
3 道路及びコース 所要時間 路上及び場内 コースで計 20 ～30分程度 走行距離 おおむね 2～ 3 km	(1) 道路で行う場合 1に準じたもの (2) コースで行う場合 2に準じたもの	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1 及び 2 に同じ

備考

- 1 所要時間、走行距離等は、受講者1人当たりの基準を示す。
- 2 基準に掲げた所要時間は、運転シミュレーターによる指導の時間（1人当たり10分程度）を除いたものである。また、路上で実施する場合、交通渋滞等の状況を勘案して所要時間に幅を持たせている。

なお、所要時間は指導の時間を含むものとする。